

「酒類の地理的表示として東京島酒（蒸留酒）を指定する件（案）」に対する  
意見募集の結果について

「酒類の地理的表示として東京島酒（蒸留酒）を指定する件（案）」について、令和5年12月22日から令和6年1月20日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計4通の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0通
○ FAXによるもの	0通
○ インターネットによるもの	4通
合 計	4通

2 御意見及び国税庁の考え方  
(別紙参照)